

## 令和7年度 日野こども園 重要事項説明書

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 日野
事業者の所在地	兵庫県西脇市西田町5番地の1
事業者の電話番号・FAX	0795-22-7023 ・ 0795-22-7159
代表者氏名	理事長 多井 浩

### 2 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園						
名 称	日野こども園						
所 在 地	兵庫県西脇市西田町5番地の1						
電話番号・FAX	0795-22-7023 ・ 0795-22-7159						
施設長氏名	閑念 智志						
開設年月日	2017年4月1日						
利用定員（年齢別）		0歳 児	1歳 児	2歳 児	3歳 児	4歳 児	5歳 児
	1号 定員	—	—	—	5人	5人	5人
	2号 定員	—	—	—	25人	30人	35人
	3号 定員	15人	20人	25人	—	—	—

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		敷地全体 5,569.85 m <sup>2</sup> 園庭 940.39 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 平屋建て
	延床面積	1,340.32 m <sup>2</sup>

### 4 施設の目的、運営方針

目的	<p>認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、0歳から就学前までの一貫した教育及び保育をこどもの発達の連続性を考慮して行います。また、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行います。</p>
運営方針	<p>幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置付け、以下の運営方針に基づき教育・保育を提供してまいります。</p> <p>(1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。</p> <p>(2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育・保育の環境を創造するよう努めます。</p>

5 職員体制（令和7年4月1日現在）

園長	1人
副園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭	20人（常勤：11人、非常勤9人）
保育補助	2人（非常勤2人）
養護教諭	1人（常勤：1人）
栄養士	2人（常勤：2人）
調理師（員）	3人（常勤：1人、非常勤：2人）
園医	3人（嘱託）
園歯科医	1人（嘱託）
園薬剤師	1人（嘱託）
事務員	1人（常勤：1人）
バス運転手（用務員）	1人（非常勤1人）

6 教育・保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・12月29日から31日及び翌年1月1日から3日

## 7 教育・保育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
土曜日	午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

### (2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前 9 時 00 分から午後 1 時 00 分まで
延長保育時間(月～金)	午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

### (3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
土曜日の保育時間	午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
延長保育時間(月～金)	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
延長保育時間(土)	延長保育はありません

### (4) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
土曜日の保育時間	午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
延長保育時間(月～金)	午後 4 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
延長保育時間(土)	午後 4 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

## 8 利用料金

	幼稚園部	保育園部
--	------	------

		1号認定	2号認定	3号認定
口座振替 (JAみのり)	保育料	市の基準に準ずる		
	絵本代等の費用	月額 450 円程度		月額 420 円程度
	給食費	主食費 月額 800 円 副食費 市町村により徴収有り ※西脇市 0 円	保育料に含む	
	保険料	年額 1,500 円		
	保護者会費	月額 300 円 諸物価高騰の為令和 7 年度より 値上げを検討中		
	おやつ代	1日 50 円 1ヵ月の上限 500 円		
	延長保育料	翌月に徴収 (別紙: 教育・保育の概要と料金表参照)		
	通園バス代	翌月に徴収 1回 100 円・1ヵ月の上限 3,000 円		
実費徴収	遠足等	利用時徴収		
	教材費	購入時徴収		
	園服・体操服代	注文時徴収		
	一時預かり	利用時徴収 (別紙: 教育・保育の概要と料金表参照)		

## 9 提供する教育・保育の内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) (以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成 20 年告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年告示)、保育所保育指針(平成 20 年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

< 毎日の教育・保育の流れ >

1号認定・2号認定

時間	1号認定	2号認定		
		保育短時間		保育標準時間
8:00		登園 健康状態の観察 あいさつ 持ち物の片付け 自由あそび	7:00	登園 健康状態の観察 あいさつ 持ち物の片付け 自由あそび
9:00	登園・健康状態の観察 あいさつ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育活動 (歌・リズムあそび・絵本・制作・行事による活動など) ※3・4・5歳児：体操教室 ※4・5歳児：E C C ※5歳児：和太鼓教室			
11:30	昼食の準備・食事・はみがき・休息			
12:30	あそび 片付け 健康状態の観察	3歳児：午睡 4歳児：4～12月午睡 1～3月：教育・保育活動・自由あそびなど 5歳児：教育・保育活動・自由あそびなど		

13:00	順次降園	14:30	片付け		
		14:40	間食・健康状態の観察		
	延長保育	15:30	順次降園	順次降園	
		16:00	延長保育		
	18:00	延長保育			
19:00	閉園				

### 3号認定

時間	保育短時間	保育標準時間	
8:00	順次登園 健康状態の観察 あいさつ 持ち物の片付け・連絡帳 あそび	7:00	順次登園 健康状態の観察 あいさつ 持ち物の片付け・連絡帳 あそび
9:30	間食		
9:45	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育活動 (歌・リズムあそび・絵本・制作など) 戸外あそび・保育者とのふれあいあそび		

	※1・2 歳児：体操教室		
11:10	昼食の準備 食事 休息		
12:10	午睡		
14:40	間食 健康状態の観察		
15:30	順次降園	15:30	順次降園
16:00	延長保育		
		18:00	延長保育
19:00	閉園		

< 年間行事予定 >

月	行事の内容
4 月	入園式、個別懇談
5 月	健康診断（内科・歯科：全園児）（眼科・耳鼻科：5 歳児） 野菜の苗植え、ふれあい交流会（4・5 歳児） さつまいものつるうえ



6月	トライやるウィーク、交通安全教室 親子ふれあい教室（0～3歳児）クッキング、熱中症学習
7月	オープンこども園、七夕まつり会、水あそび、プールあそび
8月	夏まつりごっこ、プールあそび、熱中症学習
9月	敬老訪問、水あそび
10月	運動会、おもいほり
11月	クッキング、観劇（人形劇）、遠足（0～3歳児） 親子ふれあいバス遠足（4・5歳児）、健康診断（内科：全園児）
12月	オープンこども園、クリスマス会、楽寿園クリスマス会
1月	お正月あそび、卒園・修了写真撮影
2月	節分（豆まき）、生活発表会
3月	お別れ会、クッキング、お別れ遠足、卒園式・修了式

※身体測定、誕生会、避難訓練、お弁当の日（6月～9月以外）...毎月実施

#### 10 利用の開始及び修了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

入園資格	本園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。
選考基準	【1号認定子ども】施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1～3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・保育料を3か月以上滞納したとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入園児については、2月に入園説明会を実施します。</li> <li>・途中入園については、入園前に再度個別に面談をします。</li> </ul>

## 11 給食等について

	提供内容				園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ(午前)	給食		おやつ(午後)	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	50% (1050kcal)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	38% (1550kcal)
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

### <給食の提供にあたって>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自園調理</li> <li>・手作りおやつの提供</li> <li>・除去食の提供</li> <li>・献立表の提供</li> <li>・食育の取組</li> </ul>
---

<離乳食・アレルギー対応について>

- ・アレルギーが疑われる場合、医師の診断書の提出が必要です。
  - ・個別に相談の上、診断書に基づき除去可能なものは除去食・代替食で対応します。
- ※離乳食・アレルギー対応食（除去食・代替食）を提供する場合は、保護者と担当者と事前に面談を行い、打ち合わせをします。

12 健康診断、健康管理について

内科健診	全園児	2回
歯科健診	全園児	1回
眼科健診	5歳児	1回
耳鼻科健診	5歳児	1回
尿検査	5歳児	1回

13 嘱託医等

以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	三木医院
医 院 長 名	三木 信彦
所 在 地	西脇市大木町 288-4

電 話 番 号	0795-23-5850
---------	--------------

(2) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	山本耳鼻咽喉科
医 院 長 名	山本 邦之
所 在 地	西脇市市原 17-1
電 話 番 号	0795-23-8533

(3) 眼科

医療機関の名称	あべ眼科クリニック
医 院 長 名	安部 亨二
所 在 地	西脇市小坂町 175
電 話 番 号	0795-22-2200

(4) 歯科

医療機関の名称	梶本歯科
医 院 長 名	梶本 慶之
所 在 地	西脇市西脇 998-4
電 話 番 号	0795-23-5155

(5) 薬剤師

医療機関の名称	きし薬局
薬 剤 氏 名	来住 泰代
所 在 地	西脇市西脇 306
電 話 番 号	0795-22-2050

#### 14 指定避難所、広域避難場所

認定こども園近隣の指定避難所、広域避難場所は次のとおりです。

指定避難所 (屋内)	地震時	西脇市立日野小学校
	風水害時	日野体育センター
広域避難場所 (屋外)		市原グラウンド
その他		

#### 15 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対応を行います。あらかじめ御了承願います。

< 近隣の緊急連絡先 >

警察署	西脇警察署 西脇市郷瀬町 605 ( ☎ 0795-22-0110 )
消防署	北はりま消防組合西脇消防署 西脇市野村町 1796-502 ( ☎ 0795-22-0119 )

#### 16 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	菅井 千晶
-------	-------

消防計画届出年月日	北はりま消防組合西脇消防署 令和7年4月
避難訓練	避難訓練 毎月1回実施 (火災、水害、地震、不審者対応等)
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防犯カメラ、 兵庫県警ホットラインなど

#### 17 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 日本保育協会保育園総合保険
保険の内容	保育園児等傷害保険、主催行事参加者傷害保険、 保育園賠償責任保険等
保険金額	対人賠償 1億円、対物賠償 1,000万円 等

#### 18 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法： 保護者・職員へのアンケート 公表方法： ホームページ、園だより等
-------------	---

#### 19 個人情報の取り扱いについて

当園では、お預かりした個人情報について、以下のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努めます。

##### 【利用目的】

当園は、収集した個人情報について、以下の目的のために利用します。

- (1) 園児の健康管理のため
- (2) 保護者との連絡のため
- (3) 教育・保育活動のため
- (4) 公的機関・医療機関などへの連絡調整のため
- (5) 会計・経理のため

#### 【個人情報の種類】

当園は、児童票・健康診断表（病院受診時等）・緊急連絡簿・メールアドレス（よい子ネット配信）等、必要な情報を収集し、適正に使用します。

#### 【第三者提供】

当園は、以下の場合を除いて第三者へ提供することはありません。

- (1) 保護者から同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命・身体・財産を保護するために必要で、本人から同意を得ることが困難な場合
- (4) 公衆衛生の向上・園児の健全な育成のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- (5) 国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 【開示請求】

保護者は、個人情報の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利があります。

手続きにあたっては、本人（保護者）確認をさせていただきます。

詳細については、園までご相談ください。

## 20 相談・苦情窓口

相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 岡野 智子 電話番号 0795-22-7023 FAX 0795-22-7159		
相談・苦情解決責任者	氏名 閑念 智志 電話番号 0795-22-7023 FAX 0795-22-7159		
第 三 者 委 員	徳平 勉	電話番号	0795-22-7023
		役職・肩書等	理事会監事
	藤井 隆平	電話番号	0795-22-7023
		役職・肩書等	理事会監事

受付方法：面接・電話・文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。



# 同意書

私は「重要事項説明書」に基づいて【幼保連携型認定こども園 日野こども園】の利用に当たっ  
ての重要事項説明を確認し、同意しました。

令和 年 月 日

住 所：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

児童氏名：

日野こども園長 様